

(仮称)近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議 設置要綱

(目的)

第1条 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会の設置に向けて、県および沿線市町等が相互に連携を図り、必要な協議、調整を行うため(仮称)近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 近江鉄道線の今後のあり方に関すること
- (2) その他調整会議の目的達成に必要な事項

(組織等)

第3条 調整会議は、会長、副会長および委員をもって組織し、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 調整会議は、前項に定める者のほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 会長は、滋賀県土木交通部管理監(地域公共交通担当)の職にある者を充てる。
- 4 会長は、調整会議を代表する。
- 5 副会長は、委員の互選によって定める。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

(調整会議)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 調整会議に座長を置く。
- 3 調整会議の座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、調整会議の議長を務める。
- 5 調整会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

(幹事会)

第5条 調整会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げるとおりとする。
- 3 幹事会は、会長がこれを招集し、幹事会の運営は、事務局が行う。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、滋賀県土木交通部交通戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

別表 1

(仮称)近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議 委員名簿 (案)

区分	所属・団体名等
県	滋賀県土木交通部管理監 (地域公共交通担当)【会長】
市町	彦根市都市建設部長 【副会長】
	近江八幡市総合政策部長
	甲賀市建設部長 【副会長】
	東近江市市民環境部長 【副会長(職務代理者)】
	米原市地域振興部長
	日野町総務政策主監 【副会長】
	愛荘町総合政策部長
	豊郷町企画振興課長
	甲良町企画監理課長
	多賀町企画課長
学識経験者	大阪大学COデザインセンター特任教授 土井 勉
	関西大学経済学部教授 宇都宮 浄人
	滋賀県立大学環境科学部准教授 轟 慎一
交通事業者	近江鉄道株式会社執行役員構造改革推進部長
その他	一般財団法人地域公共交通総合研究所副理事長
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長
	国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長
事務局	滋賀県土木交通部交通戦略課

別表 2

(仮称)近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議 幹事会名簿(案)

区分	所属・団体名等
県	滋賀県土木交通部交通戦略課長
市町	彦根市都市建設部交通対策課長
	近江八幡市総合政策部政策推進課長
	甲賀市建設部公共交通推進課長
	東近江市市民環境部交通政策課長
	米原市地域振興部米原近江地域協働課長
	日野町企画振興課長
	愛荘町総合政策部みらい創生課長
	豊郷町企画振興課長
	甲良町企画監理課長
	多賀町企画課長
交通事業者	近江鉄道株式会社構造改革推進部長
その他	一般財団法人地域公共交通総合研究所専務理事
事務局	滋賀県土木交通部交通戦略課